

Press Release

各位

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
 東京都港区東新橋一丁目9番1号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『eMAXIS インド株式インデックス』の設定について

よこかわ すなお

この度、三菱UFJアセットマネジメント株式会社(取締役社長 横川 直)は『eMAXIS インド株式インデックス』を新規に設定いたします。2024年2月22日(木)に設定、運用を開始いたしますので、ファンドの特色等についてお知らせいたします。

当ファンドは、インドの株式市場(Nifty50指数(配当込み、円換算ベース))の値動きに連動する投資成果をめざします。

Nifty50 指数とは、インドの金融商品取引所(ナショナル)に上場している50社の株式で構成されるインドを代表する株価指数です。

また、当ファンドはNISAの成長投資枠の対象です(販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください)。ファンドの詳細については次のページ以降をご覧ください。

・当ファンドの有価証券届出書を2024年2月6日(火)に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産	年1回	アジア	ファミリーファンド	なし	その他(Nifty50指数(配当込み、円換算ベース))

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(資産複合(株式 一般、債券 公債、その他資産(株価指数先物取引、外国為替先物取引、投資信託証券(株式)))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

■販売会社(購入・換金の取扱い等)

マネックス証券株式会社、楽天証券株式会社

ファンドの目的

インドの株式市場 (Nifty50指数 (配当込み、円換算ベース)) の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色 1

Nifty50指数 (配当込み、円換算ベース) に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- Nifty50指数 (配当込み、円換算ベース) をベンチマーク (以下「対象インデックス」という場合があります。) とします。

「Nifty50指数」について

Nifty50指数は、インドの金融商品取引所 (ナショナル) に上場している、浮動株調整後の時価総額、流動性等の基準を用いて選定した50社の株式で構成される株価指数です。指数の計算方法は、浮動株調整後時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は半年ごとに行なわれます。Nifty50指数は、1995年11月3日を基準日とし、基準日の指数値を1000として、インド・ルピー建てで計算されています。Nifty50指数 (配当込み、円換算ベース) は、Nifty50指数 (配当込み、インドルピーベース) をもとに、委託会社が計算したものです。

特色 2

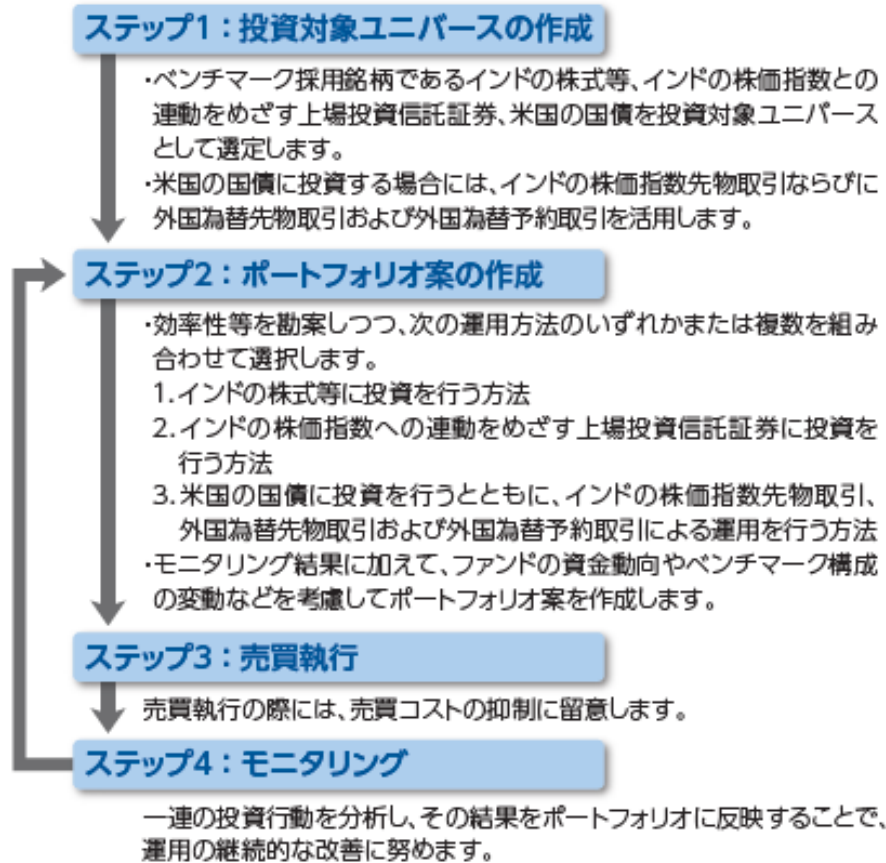
次の運用方法のいずれかまたは複数を組み合わせた運用を行います。運用方法の選択および組合せは、効率性等を勘案のうえ決定します。

1. インドの株式等 (DR (預託証券) を含みます。以下同じ。) に投資を行う方法
 2. インドの株価指数への連動をめざす上場投資信託証券に投資を行う方法
 3. 米国の国債に投資を行うとともに、インドの株価指数先物取引、外国為替先物取引および外国為替予約取引による運用を行う方法
- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し、株式等の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用はインド株式インデックスマザーファンドを通じて行います。

- DR (預託証券) とは、Depositary Receiptの略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページをご覧ください。
(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)



原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 対象インデックスとの連動を維持するため、外貨エクスポージャーの調整を目的として外国為替先物取引および外国為替予約取引を利用し、実質的な外貨エクスポージャーが100%を超える場合があります。

■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■分配方針

- 年1回の決算時(3月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2024年3月5日です。)

当ファンドは、NSE INDICES LIMITEDが発起、保証、販売または販売促進を行っているものではありません。NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの所有者または一般のいかなる人に対しても、有価証券全般または当ファンドへの投資の妥当性、あるいはNifty50指数のインド株式市場全体のパフォーマンスへの運動性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証を行いません。

NSE INDICES LIMITEDと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との関係は、NSE INDICES LIMITEDが、三菱UFJアセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に決定、構築および算出を行う指数と指数に関連する商標および商号についての使用を許諾することだけでしかありません。

NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数の決定、構築および計算に関して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要望を考慮する義務を負いません。

NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの設定に関してその時期、価格もしくは数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与していません。

NSE INDICES LIMITEDは、当ファンドの管理、販売または取引に関していかなる義務または責任も負いません。

NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数とそれに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではなく、その誤り、欠落、障害に対していかなる責任も負わないものとします。

NSE INDICES LIMITEDは、Nifty50指数またはそれに含まれるデータの利用により、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行いません。

NSE INDICES LIMITEDは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行わず、かつNifty50指数またはそれに含まれるデータに関して、商品性または特定の目的または使用に対する適合性のすべての保証を明示的に否認します。

上記に関わらず、NSE INDICES LIMITEDは、いかなる直接的、特別の、懲罰的、間接的または結果的損害(逸失利益を含む)も含めて、本ファンドに起因または関連するあらゆる請求、損害または損失について、たとえそれらの可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
 したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式や組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 また、ファンドが投資する上場投資信託証券は株式の価格変動の影響を受けるため、ファンドはその影響を受け組入上場投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。
為替変動 リスク	組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。上場投資信託証券に投資する場合は、一般的に株式と比べ上場投資信託証券は取引規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

株価指数 先物に関する リスク

株価指数先物は株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を買建てている場合に株価指数先物価格の下落による損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。

外国為替 先物に関する リスク

外国為替先物は為替変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該為替に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ファンドは、Nifty50指数（配当込み、円換算ベース）に連動することをめざして運用を行います。信託報酬、売買委託手数料、有価証券等を海外で保管するための口座開設にかかる費用、その他のファンドの運営にかかる費用等を負担すること、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買タイミングの差、株価指数先物取引および外国為替先物取引ならびに外国為替予約取引のタイミングの差、株価指数先物取引および上場投資信託証券と対象インデックスの動きが連動しないこと、売買約定価格と対象インデックスの評価価格に差が生じること、インデックス構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比の違いが生じること、対象インデックスを構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響、インド特有の制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響等の要因により乖離が生じることがあります。
- インドにおける株式投資については、株式を売却した場合、保有期間に応じたキャピタル・ゲイン税（売却益にかかる税金）等が課されます。また、インドの税務当局の要請により過去のキャピタル・ゲイン税等を遡及的に計算する場合に備えて現地税務代理人との契約が必要となる可能性があります。これらの税負担や契約関連費用は、原則としてファンドが実質的に負担することになるため、基準価額に影響を及ぼし（下落要因）、また、対象インデックスの動きに連動しない要因ともなります。外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。
(2023年7月末現在)

インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.44%(税抜 年率0.4%)以内 をかけた額				
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)				
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。				
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。				
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)		
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.44%	0.4%	0.21%	0.16%	0.03%
500億円以上 1,000億円未満の部分	0.429%	0.39%	0.205%	0.155%	0.03%
1,000億円以上の部分	0.418%	0.38%	0.2%	0.15%	0.03%
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
※上場投資信託証券に投資した際は、運用管理費用等の費用がかかります。なお、投資対象とする上場投資信託証券や上場投資信託証券への投資比率が一定ではないため、上場投資信託証券の費用は表示していません。					
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>					
支払先	対価として提供する役務の内容				
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等				
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等				
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等				
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。				

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJアセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月6日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上